

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年五月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 同市大字佐間字野合一四二二番一 地先から 行田市大字佐間字野合一四五一番一	地先まで 同市大字佐間字野合一四二二番一 地先から 行田市大字佐間字野合一四五一番一	区 間
一五・二一〇 二九・四七	一二・七九〇 一二二・〇七	敷地の幅員 (メートル)
二七・九五	二七・九五	延 長 (メートル)
		備 考